

# 第一種市街地再開発事業（立石駅南口西地区）の都市計画決定に関するお知らせ

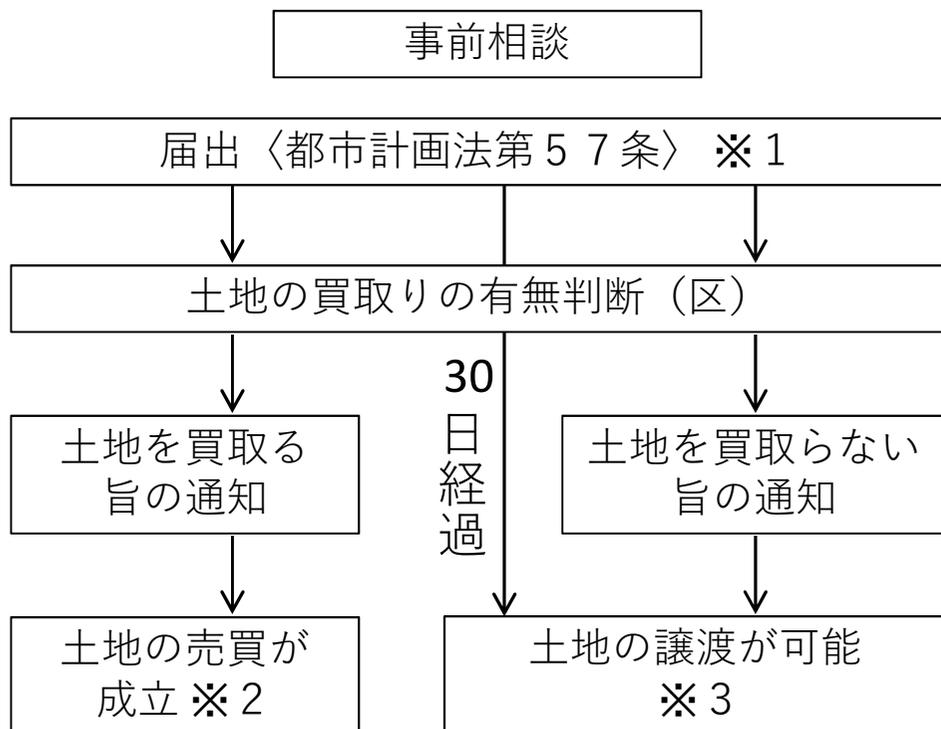
当地区では、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を誘導し、広域行政拠点にふさわしい魅力ある駅前環境を形成するため、令和5年7月12日付で、第一種市街地再開発事業の都市計画決定を告示しました。

令和5年9月8日以降、当該市街地再開発事業の施行区域内で土地を有償で譲渡しようとする場合（土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする場合を除く。）は、都市計画法第57条に基づき、葛飾区長に届出が必要となります。

## ■市街地再開発事業の区域



## ■市街地再開発事業の施行区域内における土地の有償譲渡に係る届出制度について (都市計画法第57条)



※1 土地を有償で譲渡しようとする場合（土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする場合を除く。）は葛飾区長に届出が必要になります。

※2 届出があった後30日以内に葛飾区長が届出をした者に対し届出に係る土地を買取るべき旨の通知をしたときは、当該土地について、葛飾区長と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなされます。

※3 届出をした者は、届出後30日間は、その土地を譲り渡すことができません。なお、届出後30日以内に葛飾区長から届出に係る土地を買取らない旨の通知があったときは、その時までその土地を譲り渡すことができません。

## ■お問い合わせ先及び届出の窓口

○市街地再開発事業の施行区域内における土地の有償譲渡に係る届出（都市計画法第57条）の受付

・葛飾区 都市整備部 都市計画課 都市計画係（葛飾区役所本庁舎3階）

電話（5654）8328